

■ 基本的な考え方

建築物を利用する車椅子使用者等の車の乗り降りに配慮が必要な人のために、建築物の出入口に近い場所に車椅子使用者用駐車施設の確保が必要になります。また、車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口に至る経路は車椅子使用者等に配慮した整備が必要になります。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一 般 基 準	①車椅子使用者用駐車施設を駐車施設の総数(A)に応じて、次の数以上設けているか ・ $A \leq 200$ の場合 → $A \times 2\%$ 以上(切り上げ) ・ $A > 200$ の場合 → $A \times 1\%$ (切り上げ)+2 以上	令 18-1	別表第 1
	【①車椅子使用者用駐車施設が「有」の場合(1)～(4)に適合しているか】		
	(1)幅は350cm以上であるか	令 18-2-1	
	(2)利用居室までの経路が短くなる位置に設けているか	令 18-2-2	
	(3)表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ雨水等のぬかるみがないものか	条 18 の 2-1	
	(4)区間線等でその範囲が明確になっているか	条 18 の 2-1	
	②次の建築をする場合、1 以上の車椅子使用者用駐車施設に屋根を設けているか ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・床面積の合計が50㎡以上である公衆便所 ・床面積の合計が2,000㎡以上である特別特定建築物	条 18 の 2-2	条 18 の 2-2
経路 円滑化 移動等	①車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等のぬかるみがないか	条 19-2-3	

■ バリアフリー整備基準の解説

＜一般基準＞ ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
① 車椅子使用者用駐車施設	●駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設置し、車椅子使用者用駐車施設の数、次のとおりとする。（同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、総数に対して算定する。） ・駐車台数が 200 以下の場合：全駐車台数×2%（切り上げ）以上を設置する。 ・駐車台数が 200 を超える場合：全駐車台数×1%（切り上げ）+2 以上を設置する。（◇全駐車台数×2%が望ましい。） ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。 ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。 ●車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として扱う場合は、令和6年告示第 1072 号に適合させること。 ◇車椅子使用者用駐車施設には、非常時に備えて管理人の呼び出し設備を設ける。	令 18-1 誘 12-1 技術的助言 標 2-2.2.3.4.2 国告 1072
◎経路	●建築物のできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口など）に、車椅子使用者用駐車施設や車寄せスペースを設ける。 ◇歩車道の動線は、可能なかぎり分離する。 ◇カーブなどの見通しの悪い箇所には、カーブミラー等を設置する。	令 18-2-2 【図 1、2】
◎有効幅	●車椅子使用者用駐車施設の幅は、350 cm 以上（車体幅 210 cm に車椅子使用者の乗降スペース 140 cm を見込んだ寸法）とする。 ●車椅子使用者用駐車施設は、区画線等でその範囲を明確にする。 ◇車椅子用リフト付き福祉車両などの大型車の利用がある場合は、車椅子使用者用駐車施設の位置、後部ドア側のスペースを確保した区画面積に配慮する。 ◇左右どちらからでも乗降できるよう車椅子使用者用駐車施設の車体スペースの両側に 140 cm 以上の乗降用スペースを設ける。 ◇バンタイプの車椅子使用者用対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに、奥行きについても配慮する。 ◇車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両に配慮し、奥行き 8m 以上のスペースを確保する。ただし、奥行き 8m 以上を確保することが困難な場合は、停車用スペースを別に確保する。 ※狭小敷地や敷地活用の制約等がある場合に限り、人の出入りが少ない建築物の出入口などであれば昇降スペースとの兼用を認める場合があるが、<u>敷地内通路と駐車場の乗降スペースは避難経路や移動等円滑化経路とは兼用できない。</u>	令 18-2-1 【図 2】 条 18 の 2-1 標 2-2.2.3.2 標 2-2.2.3.2 留意点
◎床面ほか	●車椅子使用者用駐車施設は、水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とし、濡れても滑りにくく、ぬかるまない仕上げとする。 ●車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまない仕上げとする。	条 18 の 2-1 条 19-2-3 【図 2】
◎標識	●車椅子使用者用駐車施設の付近に標識（運転席からも判別できる大きさ）を車椅子使用者の通行や乗降に配慮した位置に設ける。 ●駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を表示する、乗降スペース床面に斜線を塗装表示する、区画線を整備する等により車椅子使用者用駐車区画の範囲を明確にする。 ◇標識は車が駐車すると隠れてしまうような箇所のみではなく、立て看板等の見やすい方法でも表示する。また、「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等にわかりやすく、また、不適正利用がなさ	令 20 省令第 113 条 18 の 2-1 【図 1】 標 2-2.2.3.5 【図 1、2、4】

項目	解 説	参照条文等
	れないよう、床全体を青色の目立つ色で塗装する。 ◇駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設け、駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導標識を設ける。誘導標識は車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 ◇大規模駐車場、地下駐車場等には、車椅子使用者用駐車施設、便所、エレベーター、避難誘導ルート、非常口等を明記した案内標識を設置する。 ●「13 標識」の移動等円滑化経路の基準の解説◎表示位置◎表示内容を準用する。	標 2-2.4.1.3 【図 5】
② 屋根又は庇	●車椅子使用者用駐車施設を次に掲げる建築物に設ける場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設置する。 ・ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・ 床面積の合計が 50 m²以上である公衆便所 ・ 床面積の合計が 2,000 m²以上である特別特定建築物 ●屋根は建築物本体から延びる庇でも、独立した建築物でも構わないが、利用者に配慮して車椅子使用者用駐車施設の区画を覆う大きさを確保する。 ◇車椅子用リフト付き福祉車両を想定し、高さ230cm程度を確保する。また、建築物内に駐車場を設ける場合の天井高さについても同様とする。 ◇屋根を設けた車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口までは、庇又は雨よけなどを設置する。 ◇雨天時等の乗降に支障が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋内に整備する。	条 18 の 2-2 【図 2、4】 標 2-2.2.3.3 【図 3】
◎案内設備	●建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板を設ける。ただし、配置等が容易に視認できる場合はこの限りではない。 ●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。	令 21-1 【図 5】
◎ その他留意 事項	◇屋内駐車場などの自然光が入りにくい場所では、利用者が安全に乗降できるように照明の配置や照度等に配慮が必要である。 ◇発券機や精算機等は車椅子使用者や手や指の不自由な人も利用できるよう、設置位置や高さ、助手席からの利用等に配慮が必要である。 ◇視覚障がい者や聴覚障がい者の利用や注意喚起では、音声案内やディスプレイ、回転灯による対応が必要である。 ◇必要に応じて、車椅子利用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員の配置、カラーコーンの設置、車椅子使用者等に対する案内や駐車場の巡回時の声掛けなどの人的・ソフト的な対応を行う。	標 2-2.4.1.2.2
ハートフル 駐車場	ハートフル駐車場・・・車椅子使用者の他、上・下肢障がい者や妊婦、乳幼児連れ利用者、けが人等の移動に配慮が必要な方も利用できる駐車場として登録し、標識を設けた駐車場。 ◇ハートフル駐車場は車椅子使用者用駐車施設とは別の区画を整備する。 ※鳥取県では、車椅子使用者用駐車施設を整備している施設に対して、「ハートフル駐車場利用証制度」の協定締結の協力のもと整備している。(参照:ハートフル駐車場利用証制度)	

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
① 移動等円滑 化経路	●車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、移動等円滑化経路等とする。 ●移動等円滑化経路のうち、車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにする。	令 19-1-3 条 19-2-3

図 1 駐車場(車椅子使用者用駐車施設)の整備例

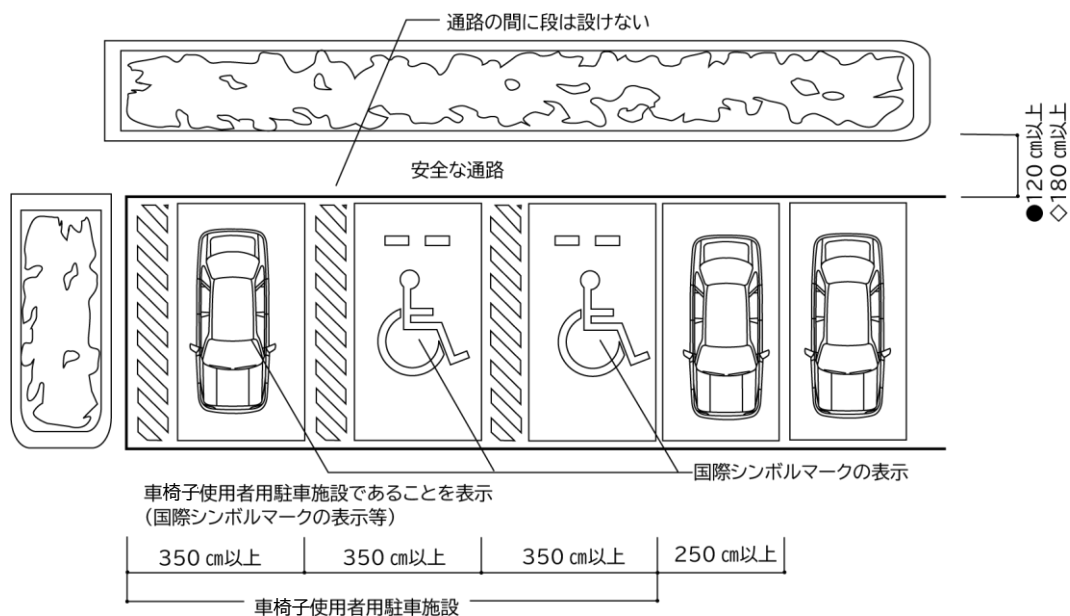
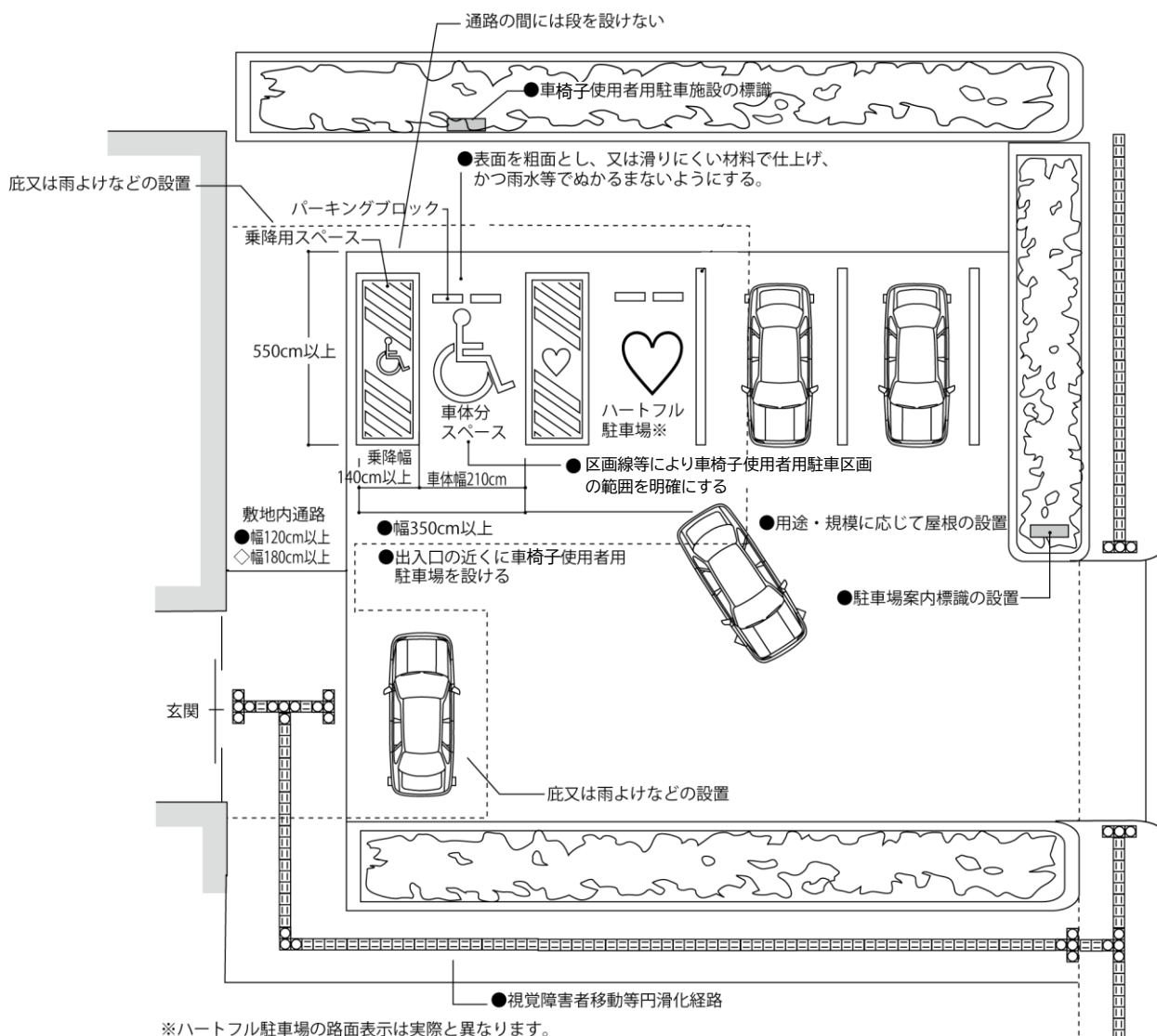


図 2 駐車場(車椅子使用者用駐車施設、ハートフル駐車場)の整備例



■ 参考図

図 3 駐車場の有効高さ

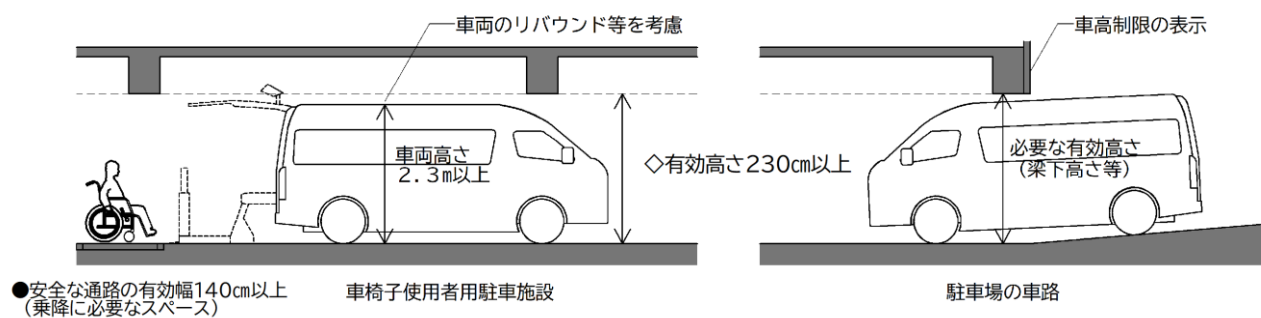


図 4 駐車場の屋根の例



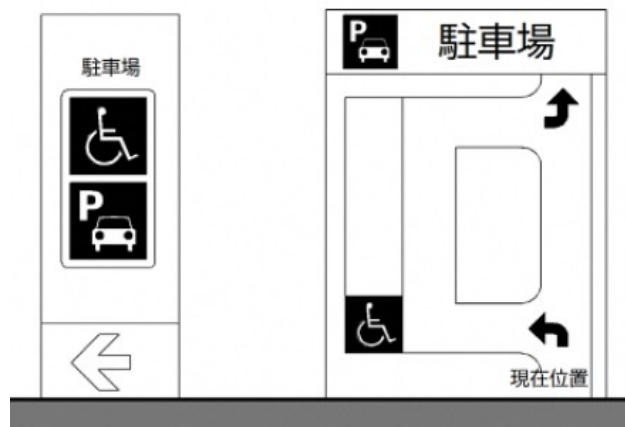
図 5 標識・案内設備の例



<駐車場のピクトグラム
(出典：日本産業規格 JIS Z 8210) >



駐車場
Parking



■ 参考図（国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋）

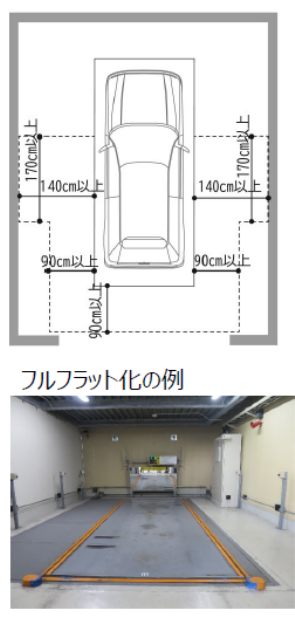
図6 図 車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ

同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 $300 \text{ 台} \times 1\% + 2 = 5$ 台 ※駐車場①～④での配置は任意

出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞

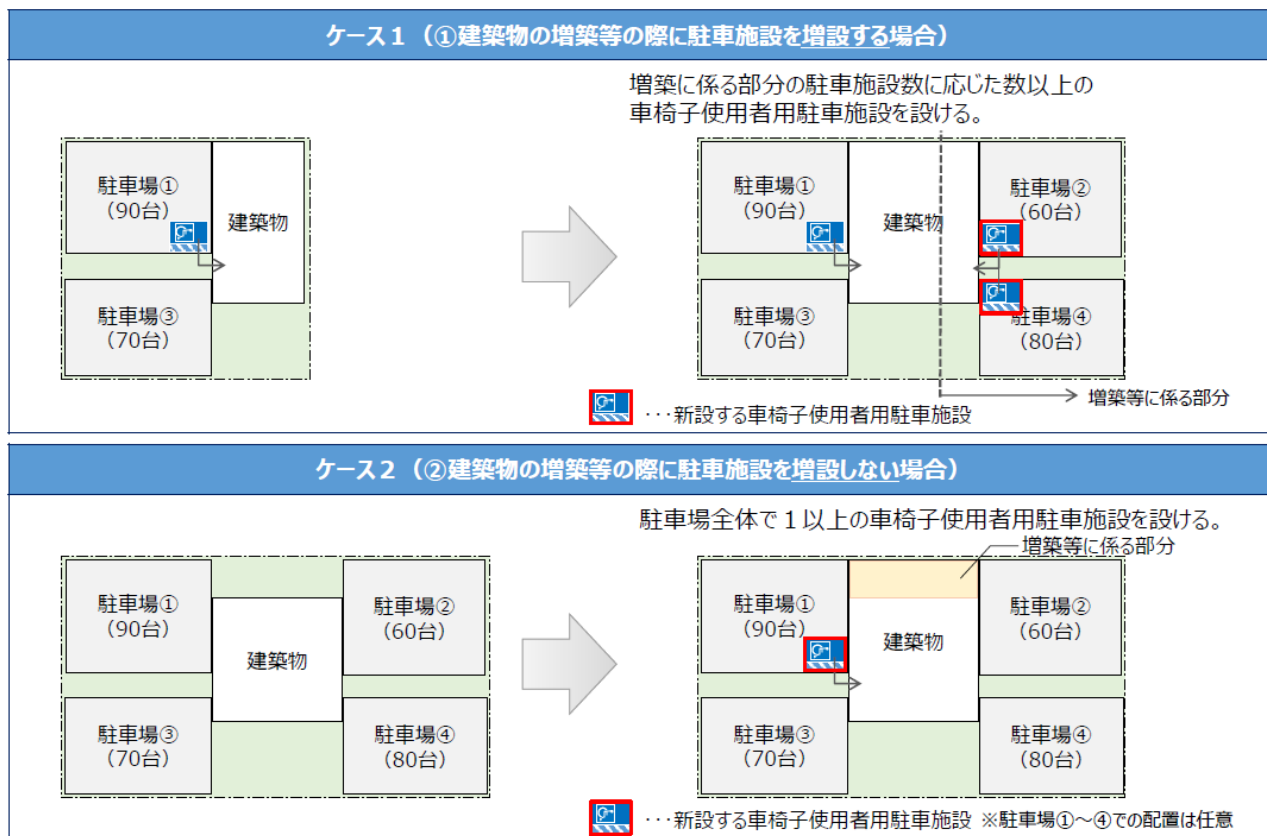


	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場	① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$ 台 $120 \text{ 台} \times 2\% = 3$ 台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式20台 = 21台 > 3台	駐車施設の総数 $100 + 90 + 80 = 270$ 台 $270 \text{ 台} \times 1\% + 2 = 5$ 台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式①10台 = 11台 > 5台

増築等に関する規定の適用範囲について(政令第 23 条)

増築等をする場合には、以下の規定が適用される。

- ① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合、増築等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合、駐車場全体で 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ③ 既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合、既存のもの数と新設するもの数とを合算して、必要設置数を満たせばよい。



ハートフル駐車場利用証制度(法定外の任意の制度)

「ハートフル駐車場利用証制度」とは

車椅子使用に加えて障害、高齢、けがや出産直前などにより、移動に配慮が必要な方も、優先して使用できる駐車場(ハートフル駐車場)を設ける制度です。施設管理者は鳥取県と協定を結んでハートフル駐車場を設置し、利用者は鳥取県から交付を受けた「ハートフル駐車場利用証」を掲示して駐車します。



利用証



利用証の使用例

施設管理者の皆様へ

ハートフル駐車場の設置にご協力をお願いします

鳥取県では、車椅子使用者用駐車施設を整備している施設に対して、「ハートフル駐車場」の設置をお願いしており、協力の申し出のあった施設と随時協定を締結しています。

施設管理者の皆さまにおかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、県との協定締結とハートフル駐車場の設置及び適正管理にご協力をお願いしています。

○ハートフル駐車場としてご登録いただける区画

- ア 施設等に設置されている車椅子使用者用駐車施設
- イ アを確保した上で、別に確保される幅 250cm 以上 350cm 未満の駐車施設

※基本的に「車椅子使用者用駐車施設」をハートフル駐車場としてご登録いただくこととなりますが、ハートフル駐車場としない「車椅子使用者用駐車施設」を設置することも可能です。



○協定締結に基づき協力をお願いする事項

- ・統一の案内設置

県が作成した A2 または A3 縦・緑色のステッカーを既存の看板又は近くの壁・柱等への貼付、あるいは案内表示付カラーコーンの配置をお願いしています。

(ステッカー・カラーコーンは希望により県が提供)

- ・利用対象外にも関わらず駐車された方に対する制度の周知

利用証を掲示していない車に対し、制度周知チラシ(県作成)をフロントのワイパーにはさむ等配付をお願いしています。

【ハートフル駐車場整備事例】



○協定締結のお申込み方法

下記のお問い合わせ先にお電話いただくか、鳥取県福祉保健課ホームページから所定の申込用紙をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、メール又はファクシミリにより鳥取県福祉保健課へご送付ください。

○(参考)「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」を活用し路面塗装を実施したハートフル駐車場の整備について

「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」を活用した特別特定建築物(※)のバリアフリー化を行う一環として、以下の例で示しているような路面塗装にかかる費用の3分の2を県が負担します。補助金の取り扱いは鳥取県住宅政策課(TEL:0857-26-7697)が行っていますので、お問い合わせください。

※特別特定建築物とは:不特定多数の方が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

【路面塗装の例1】



【路面塗装の例2】



■ハートフル駐車場に関するお問合せ先・お申込み先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電 話 0857-26-7142 ファクシミリ 0857-26-8116

電子メール fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/119758.htm>

■「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」に関するお問い合わせ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電 話 0857-26-7697 ファクシミリ 0857-26-8113

電子メール jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/74758.htm>

パーキング・パーミット制度について

①パーキング・パーミット制度とは※

パーキング・パーミット制度とは施設管理者の任意の協力のもと、当該施設の車椅子使用者用駐車施設等について、条件に該当する希望者が共通に利用できる利用証を交付する制度となっています。

2006(H18)年度に佐賀県で初めて導入され、2020(R2)年10月末現在、39 府県 4 市で導入されている。

車椅子使用者用駐車施設等を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されています(一律ではない)。

※自治体によっては、「おもいやり駐車場制度」

「障害者用駐車区画利用証制度」など名称は異なる。



利用証

②不適正利用防止の取組 ー車椅子使用者用駐車施設等を示す標識・看板の設置

広い区画を必要としない人が駐車してしまわないように、車椅子使用者用駐車施設等であることを明確にする看板や標識を設置しています。



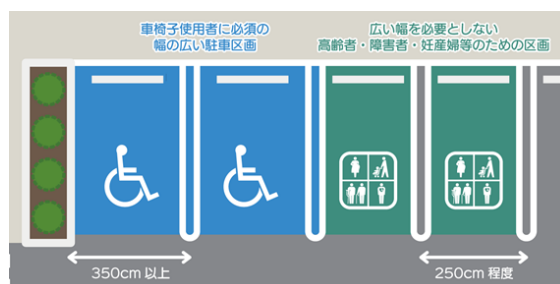
三角コーンの標識



駐車区画の看板標識

③駐車区画確保の取組 ー車椅子使用者用駐車施設等の塗装

歩行が困難でも幅の広い区画は必要としない人のために、幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m 未満の通常の幅の駐車区画も制度の対象とする取組が行われています。



④パーキング・パーミット制度事例集

～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～

2018(H30)年度に、国土交通省総合政策局安心生活政策課により、地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」が作成されています。

<https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>

